

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令案要綱

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十

六年法律第六十七号）の施行期日を平成十七年六月一日とすること。